

河川整備基本方針における正常流量の記載方針について

基本的な考え方

- ・ 流水の正常な機能を維持するために必要な流量（正常流量）は、動植物の保護・漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮するとともに、利水流量も併せて確保するために必要な流量であり、低水管理上の目標として定める流量である。
- ・ したがって、河川整備基本方針においては、基本的にその流量を定めるべきものとする。
- ・ なお、正常流量の安全度を高めるため、既存ダムの有効活用や、水利用の合理化などの取り組みのほか、河川管理者が新たなダム等によって補給する方策もある。

基本方針における正常流量確保方策に関する記載内容

- ・ 正常流量（流水の正常な機能の維持）をはじめ、災害の発生の防止又は軽減、河川環境の整備と保全，に関する今後の基本方針は、「1.(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」において記述しているところであり、今後もそのなかで、「ダムや堰からの補給」、「水資源の合理的な利用促進」、「既存ダムの活用」などによりその確保に努める旨を記載していくこととしたい。
- ・ なお、正常流量の確保のために建設される新規ダム等の具体的な計画については、河川整備計画において決定していく。